

平成 27 年 10 月 6 日

東京都知事  
舛添 要一 殿

東京都情報公開・個人情報保護審議会  
会長 宇賀 克也

東京都情報公開条例第 34 条の規定に基づく諮問について（答申）

平成 27 年 9 月 7 日付 27 主資固第 134 号により、当審議会に対して諮問された「地方税の賦課事務（不動産取得税）に係る特定個人情報保護評価書（案）」についての意見は、別紙のとおりです。

## 別紙

「地方税の賦課事務（不動産取得税）に係る特定個人情報保護評価書（案）」について

### 第1 審議内容

本特定個人情報保護評価部会では、「地方税の賦課事務（不動産取得税）に係る特定個人情報保護評価書（案）」（以下「本評価書案」という。）について、本評価書案及び根拠資料を点検し、審議を行った。

### 第2 審議結果

本評価書案を点検したところ、地方税の賦課事務（不動産取得税）における特定個人情報ファイルの取扱いについては、個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を予測した上で特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを分析し、そのようなリスクを軽減するための適切な措置を概ね講じていると認められる。

なお、次の事項について意見するものである。

#### 1 委託の取扱いについて

- (1) 委託及び再委託先への管理監督は概ね適正であることが確認できた。
- (2) 委託及び再委託先に対し、作業場所への私物持込みは実態として認められないものの、その禁止規定等が不十分であることから、当該事務における個人番号導入までには、その旨の規定等整備を完了すること。
- (3) 当該事務は、大規模な業務・システムであることに鑑みると、委託・再委託の必要性が高いと考えられる。一方で、委託・再委託は、リスクが高まる要素でもあるため、今後も引き続き、厳格な管理監督に努めること。

#### 2 データの外部入出力について

当該事務において使用する税務総合支援システムは、外部とのネットワーク接続を一切遮断しており、当該システムへの外部記録媒体による入出力については、接続可能な端末をシステム管理部門及びデータセンタに限定し、承認手続を経ることで可能としている。特に外部出力は、漏えいを引き起こす可能性が高いプロセスであることから、今後も引き続き、外部記録媒体について厳格な運用管理に努めること。

### 3 アクセス権限の管理について

当該システムに係るアクセス権限について、詳細かつ適正に管理されていることが確認された。

また、委託先に対するID付与においても、委託業務内容に照らし、個人番号にアクセスできない権限とするといった適正なアクセス制限を行っていることが確認できた。

今後も、税制改正に伴うシステム改修や委託業務内容の変更等に伴うアクセス権限の更新を確実に実施し、引き続き適正な一元管理に努めること。

### 4 評価書の活用等について

評価書だけでなく、根拠資料として提出された関係規程等についても定期的な点検・整備を継続し、事務実施において活用するよう努めること。

## 第3 審議経過

年月日	審議経過
平成27年9月7日	諮問
平成27年9月7日から 同月10日まで	本評価書案概要説明・審議 (第9回特定個人情報保護評価部会)
平成27年9月24日	審議(第10回特定個人情報保護評価部会)
平成27年10月6日	「地方税の賦課事務(不動産取得税)に係る特定個人情報保護評価書(案)」について答申

(答申に関与した委員の氏名)

宇賀克也、藤原静雄、神橋一彦、宮内 宏